

教育センター・中部教育事務所複合化庁舎（仮称）基本設計委託業務
公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

教育センター・中部教育事務所複合化庁舎（仮称）基本設計委託業務

(2) 事業の目的

本事業は、教育センター・中部教育事務所複合化庁舎（仮称）建築について、公募型プロポーザル方式により企画提案を求め、その内容及び能力を総合的に比較検討して、最も適格と判断される設計者を選定し、教育センター・中部教育事務所複合化庁舎（仮称）基本設計委託業務を行うものです。

(3) 事業内容

教育センター・中部教育事務所複合化庁舎（仮称）建築に伴う基本設計
※詳細は別途「教育センター・中部教育事務所複合化庁舎（仮称）基本設計委託業務公募型プロポーザル説明書」に定めます。

(4) 委託期間

委託契約締結の日から180日以内

2 見積限度額

30,800千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）及び次点者を選定するために、「教育センター・中部教育事務所複合化庁舎（仮称）基本設計委託業務プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を選定します。ただし、審査要領に定める条件を満たす提案でない場合は、候補者又は次点者として選定しません。

なお、参加者が5者を超える場合は、参加申込書で示された実績等の書面に基づき、1次審査委員会で上位の5者を上限に選定し、選定された参加者に企画提案書を提出いただき、その内容についてプレゼンテーションとヒアリングを行い、候補者及び次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに

進みます。7日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うこととなります。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

なお、参加者が資格要件を満たさなくなったときは、その時点で失格とします。

- (1) 高知県内に主たる営業所（本社又は本店等）を置く者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 破産法に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法に基づき会社更生手続開始の申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律に基づく特定債務等の調整に係る調定の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てのいずれも行っていない者であること。その手続を行った者にあつては、その手続開始後に知事が別に定める手続により高知県建設工事競争入札参加資格の再認定を受けている者であること。
- (4) 高知県建設工事指名停止措置要綱（平成17年8月高知県告示第598号）又は指名回避措置基準要領（平成17年8月25日付け17高建管第223号）に基づく指名停止等の措置を受けていないものであること。
- (5) 本社及び支社、営業所等が都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納してないこと。
- (6) 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成23年3月高知県訓令第1号）第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (7) 日本国内で2005年（平成17年）以降に竣工した建築物のうち、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は木造のいずれかで延床面積が1,000㎡以上の新築・増築・改築の設計業務を完了した実績があること。
なお、協力事務所としての実績は不可とする。
- (8) 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行い、5年以上継続して業務を行っていること。
- (9) 令和8・9年度高知県測量建設コンサルタント等入札参加資格（建築関係建設コンサルタント業務「建築一般」）を有すること。
- (10) 総括責任者自身が一級建築士の資格を有するとともに、本業務に関し、(7)の実績をもつ一級建築士の資格を有する主任技術者（意匠担当）を専任として配置できること。
- (11) このプロポーザル方式及びその後の委託契約の締結について、不正又は不誠実な行為をしないことを誓約できる者であること。
- (12) 協力事務所（参加者と同一組織でない事務所であり、専門分野において技術の提供等を行う事務所）を加えることは可とするが、その協力事務所が本業務の他の参加者として参加申し込みをしていないこと。

6 説明会

行いません。

7 質疑と回答

(1) 質疑は、別紙様式－1により持参、又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）、もしくはFAX、電子メールで受け付けます。FAXと電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。

(2) 質疑と回答

質疑と回答の内容はホームページに掲載します。

(3) 提出期限

令和8年6月22日（月）午後5時まで

(4) 提出先

〒780-0850 高知県高知市丸ノ内1丁目7番52号
高知県教育委員会事務局教育政策課（担当 伊尾木、岩下）
電話 088 (821) 4902 FAX 088 (821) 4558
E-mail 310101@ken.pref.kochi.lg.jp

8 参加申込及び資格要件の確認

(1) 提出書類、様式及び提出部数等

別途「教育センター・中部教育事務所複合化庁舎（仮称）基本設計公募型プロポーザル参加申込書作成要領」に定めます。

(2) 参加申込書

① 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

② 提出期限

令和8年7月3日（金）午後5時（必着）

③ 提出先

〒780-0850 高知県高知市丸ノ内1丁目7番52号
高知県教育委員会事務局教育政策課（担当 伊尾木、岩下）
電話 088 (821) 4902 FAX 088 (821) 4558

(3) 資格要件の確認

高知県教育委員会事務局教育政策課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和8年7月10日（金）までに申込者へ電子メールにて通知します。

参加者が5者を超えた場合は、1次審査結果も併せて申込者へ通知します。

(4) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

①参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により、教育長に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。

②教育長は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日

の翌日から起算して10日(県の閉庁日を除く。)以内に書面により回答します。

9 企画提案書の作成

別途「教育センター・中部教育事務所複合化庁舎(仮称)基本設計委託業務公募型プロポーザル企画提案書作成要領」に定めます。

また、企画提案書の提出期限は令和8年7月17日(金)午後5時(必着)

10 審査

別途定める「教育センター・中部教育事務所複合化庁舎(仮称)基本設計委託業務公募型プロポーザル審査要領」のとおり。

11 審査結果

審査結果は、令和8年7月下旬までに、全ての参加者に文書で通知します。(参加者が6者以上の場合に実施する1次審査結果は令和8年7月10日(金)。)なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

高知県情報公開条例

[<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=15&totalCount=254&fromJsp=SrMj>]

12 日程

令和8年6月15日(月) 募集開始

令和8年6月22日(月) 質疑提出締切(午後5時)

令和8年7月3日(金) 参加申込及び資格確認書類提出締切(午後5時)

令和8年7月10日(金) 参加資格確認結果通知及び一次審査結果通知

(※一次審査結果通知は参加者6者以上により実施した場合のみ)

令和8年7月17日(金) 企画提案書の提出締切(午後5時)

令和8年7月28日(火) 審査委員会(プレゼンテーション)

令和8年7月下旬～8月上旬 審査結果通知

13 提出書類の取扱い

(1) 提出された書類は返却しません。

(2) 提出された書類は、必要に応じ複写(県庁内及び審査委員会での使用に限ります。)します。

(3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第4号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式-2により提出してください。

開示・非開示の判断は様式-2に基づき行うものではなく、様式-2を

参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

高知県情報公開条例

[<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=15&totalCount=254&fromJsp=SrMj>]

(4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

14 問合せ先

〒780-0850 高知県高知市丸ノ内1丁目7番52号

高知県教育委員会事務局教育政策課（担当 伊尾木、岩下）

電話 088 (821) 4902 FAX 088 (821) 4558

E-mail 310101@ken.pref.kochi.lg.jp

15 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがあります。

- ①提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- ②審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- ③県職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- ④審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- ⑤プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- ⑥その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

16 その他

- (1) 参加申し込み提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とします。
- (3) やむを得ない事情で日程等について変更が生ずる場合には、別途通知します。
- (4) 本業務（基本設計）に直接関連する実施設計は、基本設計時における設計意図を実施設計の成果に的確に反映させるため、本業務の委託契約の相手方と随意契約により契約する予定ですが、業務遂行のために必要な事項について協議の上、一定の条件等を付すことがあります。なお、当該受託者が教育センター・中部教育事務所複合化庁舎（仮称）の実実施設計に適さないと高知県が判断した場合等は、別途受託者を選定する場合があります。